

振り込め詐欺救済法 Q & A

No.	Question	Answer
1	振り込め詐欺救済法とはどのような法律ですか？	正式名称は「犯罪利用預金口座に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といし、2007年12月に成立、2008年6月に施行されました。この法律では、不正に使われている口座をすみやかに凍結して被害の拡大を防止し、その凍結した口座に残っている資金を被害に遭われた方へ「分配するルール」と「返還手続」を定めた法律です。
2	どのような被害が返還の対象となりますか？	振り込め詐欺（オレオレ詐欺・融資保証金詐欺・架空請求詐欺・還付金等詐欺）などの被害に遭い、金融機関の口座に振り込んだ場合がこの法律の資金返還の対象となります。
3	被害者全員に資金が返ってくるのですか？	残念ながら、被害に遭われた方すべてに資金をお返しできるわけではありません。この法律は、あくまで金融機関が口座を凍結して資金が残った場合の「資金の返還ルール」と「手続」を定めたものです。このため、十分な資金が残っていない場合は、お気の毒ですが被害額の一部もしくは、まったく返還されない場合もあります。
4	資金が返ってくるのはいつ頃からですか？	当該口座の消滅公告を開始してから、約6ヵ月後に資金が返還されます。例えば、8月に消滅公告を開始した口座の場合で資金が返還されるのは、来年の2月頃になります。
5	申請はいつ行えばよいですか？	消滅公告の期間が終了し、口座名義人の権利が失われると分配公告がされます。分配公告をご確認いただき申請期間終了日までに申請することとなります。なお、消滅公告が掲載された時点からの申請もできます。
6	申請が遅れた場合はどうすれば良いですか？	本法では、申請期限を過ぎて事後に資金返還を受けることはできないものと定められていますので、必ず申請期間中にご申請ください。
7	資金分配のルールはどうなっているか？	1,000円以上の資金が残っている口座について、資金の返還を申請された方々の振込額に応じてご返還させていただきます。（1,000円未満の資金しか残っていない口座については、お気の毒ですが、被害に遭われた方への返還は行われません。） 例えば、口座に残った資金が10万円で、Aさんは10万円、Bさんは40万円、Cさんは50万円振り込まれ、AさんとBさんのみが資金返還を申請されると、Aさんに2万円、Bさんに8万円が返還され、Cさんには返還されないこととなります。
8	なぜ振り込んだ口座の資金が1,000円未満の場合は返還の対象とならないのですか？	法律で定められておりますので、何卒ご理解ください。
9	どこへ返還の申請をすれば良いですか？	原則として、振込先の金融機関に申請していただくこととなります。
10	近くに近畿労働金庫の支店が無いのですが、どうすれば良いですか？	当金庫の振込先支店にご一報ください。
11	預金保険機構の公告をインターネットで見られないのですがどうしたら良いですか？	当金庫の振込先支店へご一報いただければ、振込内容をお伺いし公告されているかどうかを確認いたします。

No.	Question	Answer
12	<p>手続にはどのような書類が必要ですか？</p>	<p>所定の「被害回復分配金支払申請書」を提出していただくとともに、本人確認の書類（運転免許証・外国人登録証明書など）のコピー</p> <p>振込の明細票（振込をしたことがわかる書類）のコピーおよび被害の状況がわかるもの（架空請求のハガキなど）のコピー</p> <p>などを添付いただくこととなっています。</p> <p>申請書は、預金保険機構のホームページから入手していただくか、当金庫より郵送させていただきます。</p>
13	<p>振込の領収書がないのですが</p>	<p>当金庫の振込先支店にご一報ください。振込内容の確認をさせていただきます。</p>
14	<p>代理の者に申請させても良いですか？</p>	<p>代理人の方からも申請をしていただけますが、まずご本人様から当金庫の振込先支店へご一報ください。</p>
15	<p>返還される資金はどのように受け取るのですか？</p>	<p>「被害回復分配金支払申請書」にあらかじめご記入いただいた預金口座へ振込いたします。</p>
16	<p>振り込め詐欺に遭ったと気が付いた場合は、どうすれば良いですか？</p>	<p>至急、警察と振込先の金融機関にご連絡いただき、振込先口座の凍結を依頼して下さい。当金庫が振込先である場合は、振込先支店へのご連絡をお願いいたします。</p>